

## 駐車場使用細則

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、敷地内の駐車場を有料駐車場として運営管理するため、パーク上尾団地管理組合規約第16条に基づき、次のとおり駐車場使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（駐車場の管理）

第 1 条 駐車場の管理運営は、管理組合がこれにあたる。

（使用者の制限）

第 2 条 駐車場の使用者は、パーク上尾に現に居住している組合員及びその同居人（以下「組合員等」という。）に限るものとする。ただし、管理組合の決定又は申し合わせがあった事項についてはこの限りでない。

2 駐車場を使用できる車輛は、道路運送車輛法に定める普通乗用車又は路上運行出来る車輛とし、かつ管理組合に登録された組合員等名義の車輛とする。

3 管理組合は前項の駐車場使用を認める車輛については、車輛幅1,800mm以下、車輛長さ4,930mm以下、車輛高さ2,100mm以下、車輛重量2,445kg以下の車輛とする。ただし、管理組合の認めた車輛についてはこの限りではない。

（使用者の申込及び決定）

第 3 条 駐車場の使用希望者は、管理組合に対して所定の用紙により申し込まなければならない。

2 使用者は、管理組合の定める方法により、管理組合が決定するものとする。

（駐車場使用契約）

第 4 条 前条第2項により管理組合が駐車場の使用者を決定した場合、管理組合と使用者は、別に定める駐車場使用契約を締結する。

2 使用者には駐車場利用証明書とステッカーを発行するものとする。

3 使用者はステッカーを管理組合の指定する場所に貼付しなければならない。

（車輛の変更届）

第 5 条 使用者は、駐車場に駐車する車輛に変更が生じた場合には、速やかにその旨を管理組合に届け出るものとする。

（駐車場利用証明書の発行）

第 6 条 管理組合は、使用者から「自動車の保管場所確保等に関する法律」に基づく自動車の保管場所確保の証明書発行の請求を受けた場合、当該証明書を発行しなければならない。

（使用期間）

第 7 条 駐車場使用契約の期間は、1年間とする。

2 使用者は、前項の使用期間満了前でも1ヶ月前に予告して駐車場

使用契約を解約することができる。

(駐車時間)

第 8 条 駐車時間は、1日24時間全日制とし、使用車両は、随時所定の場所に駐車することができる。

(駐車場使用料)

第 9 条 駐車場使用料は、管理組合が決定するものとし、使用者は、毎月6日までに、当月分の駐車場使用料を管理組合の指定する方法により、管理組合に支払うものとする。

2 管理組合は、契約期間中においても、施設の改善又は一般物価の変動等により、管理組合が必要と認める場合、管理組合総会の決議により1ヶ月の予告期間をもって駐車場使用料の改定をすることができ、使用者は総会決議による金額を支払うものとする。

3 1項の駐車場使用料の一月に満たない期間の駐車場使用料は該当月途中にて解約をした場合、一月分の駐車使用料を支払わなければならない。また一月に満たない期間にて契約した場合も同様一月の駐車使用料を支払わなければならない。

(譲渡、転貸等の禁止)

第 10 条 使用者は、駐車場使用权を他に譲渡し、又は転貸等してはならない。

(遵守事項及び処分)

第 11 条 使用者は、駐車場を使用するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 必ず指定された場所に駐車すること。
- ② 隣接の車両等に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 駐車場内に、ガソリン、潤滑油、ワックス等の引火又は発火のおそれのあるもの及びその他爆発のおそれのある危険物並びにスペアタイヤ等の物品を放置しないこと。
- ④ 警笛及びエンジンの空ぶかし又は深夜の車の出入りにより他人に迷惑を及ぼす騒音をできる限り発しないこと。
- ⑤ 住戸及び植栽に対し、排気ガスを考慮した車両の向きで駐車すること。
- ⑥ 車両進入禁止区域を走行しないこと。
- ⑦ 駐車場内は最徐行し、標識の指示に従うこと。
- ⑧ 車両を離れるときに、サイドブレーキ及びドアの施錠を確認し、貴重品を車内に放置しないこと。
- ⑨ 駐車違反、無届け駐車、盗難車の放置等の識別に協力すること。
- ⑩ 駐車場内で煙草を吸わないこと。
- ⑪ 退場車を優先すること。
- ⑫ 前各号に規定するもののほか、駐車場の管理運営に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

2 敷地内の駐車違反、無届け駐車等の車両には、管理組合の定めるステッカー等を貼付し、警告及び制裁金を課することができる。但

し、一時的荷の積み降ろしによる場合等で、非常階段又は消火栓等に支障のない車輛においてはこの限りではない。

(駐車場使用契約の解除等)

第 1 2 条 管理組合は、使用者が駐車場使用料を1ヶ月分滞納したとき又は本細則の条項に違反したときは、駐車場使用契約を解除することができる。

2 組合員が、その所有する専有部分を、他の組合員又は第三者に譲渡したときは、その組合員の駐車場使用契約は効力を失う。

3 前2項の場合、使用者は無条件にて直ちに駐車場を明け渡さなければならない。

(損害補填の帰属)

第 1 3 条 駐車場内での盗難、衝突及び接触等の事故並びに火災等による災害が生じても管理組合は、損害賠償その他一切の責任を負わない。また、樹液、毛虫等駐車環境から自然に生じる損害に対しても同様とする。

2 駐車場の使用者が、場内の施設、機器及び標識等を破損又は汚損したときは、速やかに管理組合に連絡し、指示に従わなければならない。

(規定外事項)

第 1 4 条 本細則に定めのない事項については、パーク上尾管理規約及びパーク上尾使用細則によるほか、管理組合の決定によるものとする。

## 附 則

(細則の発効)

第 1 条 本細則は、平成18年5月28日から効力を生じる。  
改訂 平成26年5月26日

(細則の改正)

第 2 条 本細則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。

